

運 営 規 程（共生型居宅介護、共生型重度訪問介護）

これさぼヘルパーステーション古川

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンターが開設するこれさぼヘルパーステーション大崎（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づく共生型居宅介護事業、共生型重度訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従業者が、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を利用者の意思決定の支援に配慮しながら適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者又は利用者の保護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者又は利用者の保護者の立場に立ったサービスの提供を利用者の意思決定の支援に配慮しながら努めるものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 4 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

（事業の運営）

第3条

事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 これさぼヘルパーステーション古川
- 2 所在地 宮城県大崎市古川福浦一丁目 21 番 25 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する障害福祉サービスの利用申込みに係る調整、事業所の従業者に対する技術指導を行うほか、居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居家族にその内容を説明する。

3 介護職員 常勤換算 2.5人以上

従業者は、居宅介護計画、重度訪問介護計画に基づき、障害福祉サービスの提供にあたる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

①営業日 月曜日から金曜日 (祝日及び12月31日～1月3日を除く)

②営業時間 8時30分～17時30分

※営業日及び営業時間外のサービス提供については、当事業所との相談を要する。

③電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

④サービス提供日 年中無休

⑤サービス提供時間 9時～翌日9時

(事業の内容)

第7条 この事業所が提供する事業の内容は、次のとおりとする。

1 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成

2 身体介護に関する内容

ア 食事の介護

イ 排せつの介護

ウ 衣類着脱の介護

エ 入浴の介護

オ 身体の清拭、洗髪

カ その他必要な身体の介護

3 家事援助等に関する内容

ア 調理

イ 衣類の洗濯、補修

ウ 住居等の掃除、整理整頓

エ 生活必需品の買い物

オ 関係機関との連絡

カ その他必要な家事

4 生活等に関する相談及び助言

5 重度訪問介護に関する内容

入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

6 その他の生活全般にわたる援助

(支給決定を受けた利用者又は利用者の保護者から受領する費用の額等)

第8条 事業を提供したときは、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供したときは、支給決定障害者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 前2項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において事業を行う場合には、支給決定障害者等から、それに要した交通費の額（移動に要する実費）の支払を受けることができるものとする。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を受けることができるものとする。

①通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 20 k m未満 250 円

②通常の事業の実施地域を超えた地点から片道 20 k m以上 1 k mを超え 5 k m毎に
500 円

4 前3項の費用の額の支払を受けた場合には、当該費用の受領に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

5 第3項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、利用者又は利用者の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額

等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条に規定する負担上限月額、又は令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は大崎市、栗原市、登米市とする。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要があると認める場合には、利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 事業の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情への対応等）

第 12 条 提供した事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した事業に関し、法の定めるところにより、市町村又は知事が行う報告若しくは事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村又は知事が行う調査に協力するとともに、市町村又は知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんに協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為の次のような措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止及び身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催とともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待の発生及び再発の防止をするための定期的な研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業者の資質向上のため研修(前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年3回以上

2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を事業を提供した日から5年間保存する。

5 利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、事業の提供を完了した日から5年間保存する。

6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

7 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ①業務継続に向けた計画の策定
 - ②業務継続に向けた研修の実施
 - ③業務継続に向けた訓練(シュミレーション)の実施
- 8 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- ①感染発生及びまん延等に関する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ②感染症対策の指針の整備
 - ③感染発生及びまん延等に関する研修の実施
 - ④感染発生及びまん延等に関する訓練(シュミレーション)の実施
- 9 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために 緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施
- 10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動高齢者地域福祉サポートセンターと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。